

岩手県告示第 298 号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

第 18 条第 2 項中 「~~収証徴収~~」を 「~~収証徴収~~」に改める。

第 19 条第 2 項中 「~~徴収~~」を 「~~徴収~~」に改める。

附 則

この規約は、平成十一年四月一日から施行する。